

第三次計画における具体的取組（検討案）

視点1 困窮している世帯を経済的に支援します

子どもの貧困は、保護者の経済状況が大きな要因です。

子どもの貧困の解消には、保護者の経済状況の改善が鍵となります。そのため、困窮している世帯への生活保護制度や生活福祉資金貸付制度等により、経済的支援を実施します。

また、ひとり親世帯においては、その多くが困窮世帯であるという結果や、母子世帯の多くが非正規雇用にあるという結果から、ひとり親世帯への経済的支援や、就労支援が欠かせません。そのため、児童扶養手当の支給や職業訓練、就労のあっせん等の支援を実施していきます。

<取組例>

（1） 困窮している世帯への支援

① 経済的支援

子どもの貧困を解消するため、困窮している世帯への経済的支援を実施します。

- ・生活保護制度

② 就労支援

困窮している世帯における就労支援を実施します。

- ・生活困窮者自立支援制度
 - 困窮している世帯からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業・就労支援員による就労支援等の自立相談支援事業・離職などにより住居を失った方等に対し、一定期間、家賃相当額を支給する住居確保給付金等の自立を促進する支援事業等を実施。

（1）－1 ひとり親世帯への支援

① ひとり親家庭への経済的支援

就労状況などから家計が困窮状態にあるひとり親世帯に対し、公的な支援を行うことで、経済的な支援を実施します。

- ・児童扶養手当の支給
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
 - ひとり親家庭の父母や、寡婦の方の経済的自立と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を実施
- ・養育費確保に向けた取組の推進
 - 府として、大阪府立母子・父子福祉センターにおいて、養育費に関する相談を受け付けると共に、府が所管する福祉事務所未設置の8町1村のひとり親を対象に、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用について補助することにより、養育費の確保に向けた取り組みを行う。

② ひとり親家庭への就労支援

非正規雇用の割合が高いひとり親世帯や困窮世帯等において、安定的な経済基盤を確保できるような支援を実施します。

- ・母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業
 - ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実する。
- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
 - 母子家庭等就業・自立支援センター事業（大阪府立母子・父子福祉センター内で実施）において、就業相談や求人企業開拓、就職情報提供、就業支援講習会の開催等の就業支援や、育児や子育て等の生活相談、養育費問題等の法律相談など、就業と子育ての両立を図るため支援をワンストップで展開
- ・民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ
 - 府は、様々な機会や媒体を活用して、民間事業主に対して、ひとり親家庭の親の雇用への協力の要請や子育てハートフル企業顕彰制度、各種助成金制度等に関する情報提供を行う。

(2) 子どもの養育・教育にかかる経済的支援

子どもの教育や保育の場面において、家庭の経済状況を踏まえ、児童手当の支給や保育の無償化等の支援を実施します。

- ・児童手当の支給
- ・幼児教育・保育の無償化

視点2 学びを支える環境づくりを支援します

保護者の所得状況等により、子どもの学習機会が十分保障されない状況や、進学を諦めるという教育の格差が指摘されています。

進学を諦めることにより、就職の機会が制限され、低所得の仕事にしか就けず、その子どもがまた貧困となってしまうという貧困の連鎖から抜け出せない状況に陥ってしまう恐れがあります。

全ての子どもが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢に挑戦できるような環境を整えることが重要です。

<取組例>

① 学びのための経済的支援

家庭の経済事情にかかわらず、自らの希望や能力に応じて自由に学習する機会を保障するため、授業料等について支援します。

- ・就学援助制度（就学が困難な家庭に対し、学用品費や通学費、給食費等の費用を補助する制度）
 - 市町村において必要な援助を行えるよう、十分な財源措置を国に要望

- ・高等学校等就学支援金事業・高等学校等学び直し支援金事業
- ・私立高等学校等授業料支援補助事業
- ・大阪公立大学等授業料等支援事業
 - 高校や大阪公立大学高等専門学校等における授業料を支援し、経済的負担を軽減
- ・大阪公立大学工業高等専門学校授業料支援補助事業【拡充】
 - 高等学校等における更なる経済的負担の軽減、教育の機会均等に寄与するため、授業料の完全無償化を実施
 - ※令和6年度の高専本科3年から所得制限を撤廃し、令和8年度に全学年で授業料の完全無償化をめざす。

② 学校における学びを支える環境づくり

子どもたちが通う学校を拠点とし、課題のある子どもを発見し、必要な支援につなぐための支援体制の充実を図ります。

- ・スクールソーシャルワーカー等を活用した支援体制の強化
- ・スクールカウンセラー配置事業
- ・エンパワメントスクール等生徒支援体制整備事業
 - エンパワメントスクール等にキャリア教育コーディネーターやスクールソーシャルワーカーを配置することにより、当該高等学校に在学する生徒の就学を支援します。また、生徒一人ひとりの状況をふまえ、卒業後の社会的自立や社会参加に向けてキャリア教育の推進を図ります。

③ 地域や家庭等における学びを支える環境づくり

経済的な理由により塾等に通うことができない子どもや家庭学習が困難な子どもに対し、地域や家庭等の学校以外の場所において、学びや生活面をサポートする体制の充実を図ります。

- ・生活困窮者自立支援事業における子どもの学習・生活支援事業
 - 生活困窮家庭での学び直しの機会の提供、学習支援といった「貧困の連鎖」の防止の取組等生活困窮者の自立の促進のために必要な事業を実施
- ・子どもの学習支援の場への学生等の参加の促進【拡充】
 - 大学と連携協定を締結する等により、子ども食堂等での学習支援に、大学生が参加する等の取組を推進

視点3 子どもたちが孤立しないように支援します

貧困であることにより、保護者やその子どもは社会的に孤立する傾向にあります。

貧困は、子どもの心身の健康や学習意欲等前向きに生きる気持ちに悪影響を与え、社会的孤立につながり、それゆえに、必要な支援に届かないという悪循環を生みだします。

社会的孤立を防ぎ、必要な支援につなげるために、子どもの見守り体制や子どもの居場所づくりの充実を図るとともに、困窮家庭における子どもが様々な体験ができるような機会の提供を支援しま

す。

<取組例>

① 地域において子どもを見守る体制の充実

子どもたちを見守り、孤立を防ぎ、課題がある子どもを早期に発見し、必要な支援につなぐ体制の充実を図ります。

- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
 - 市町村において子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見、早期予防に資する。
- 地域こどもの生活支援強化事業
 - 国の「地域こどもの生活支援強化事業」を活用し、地域の実情を踏まえ、支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることにより、こどもに対する地域の支援体制を強化する取組により市町村を支援
- ヤングケアラーへの相談体制の充実に係る支援
 - 市町村におけるヤングケアラーに関する相談窓口の設置促進への支援
- 公民連携による子ども食堂のネットワークの強化【新規】
 - 民間団体等と連携し、子ども食堂のネットワークへの子ども食堂の参画を促し、子ども食堂への支援が発展するよう、府域の連携を充実拡大する

② 放課後等の子どもの居場所づくり

放課後等に一人である子どもについて、居場所の整備の充実を図り、子どもの見守りを推進します。

- 放課後児童クラブの充実等
 - 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に就学している児童に対し、授業の終了後に小学生の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を推進
- ひとり親家庭等生活向上事業
 - ひとり親家庭の親に対し、生活に関する悩み相談や家計管理・育児等に関する専門家による講習会を実施するとともに、子どもに対し、生活や学習支援等を行うことでひとり親家庭の生活の向上を促進

③ 体験・交流活動の機会の創出

経済的な理由により体験活動ができない子どもたちに対し、様々な体験ができるよう、体験機会を提供します。

- スポーツ体験会
 - 大阪のトップスポーツチームの選手やコーチが小学生を直接指導するスポーツ教室を実施

プロの高度なテクニックを間近に見て基本練習やミニゲームを体験でき、スポーツへの取組意欲と技術の向上を図る。

- 公民連携による様々な機会の提供
 - 民間企業等と連携し、企業の様々な体験の場を子ども食堂等へ提供し、子どもの体験活動を支援

④ 子どもの自立支援等

子どもたちが社会で自立し、安定した生活を維持できるよう、子どもの自立支援を推進します。

- 社会的養護自立支援拠点事業
 - 社会的養護経験者等の孤立を防ぎ、必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言、関係機関との連絡調整を実施。
- 青少年自立支援事業
 - 様々な困難を有する青少年への支援が市町村で効果的に行われるよう、市町村や民間団体等と連携したネットワークの構築を推進し、青少年が自立できる社会づくりに取り組む。

視点4 保護者が孤立しないように支援します

子供の心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要です。

しかしながら、貧困の状況にある家庭や子どもについては、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。このような社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図っていきます。

<取組例>

① 妊婦への支援

貧困の状況にある子どもや保護者が社会的孤立に陥ることのないよう保護者の妊娠期から切れ目ない支援を実施します。

- 「にんしん SOS」相談事業
 - 望まない妊娠や思いがけない妊娠に悩む人に対し、相談や保健・医療・福祉機関等への連絡、サービスの紹介など、必要な支援につなぐことにより、妊婦の孤立化を防ぐことを目的として、電話及びメール等による相談を実施

② 相談支援・カウンセリングの充実

子育て世帯の保護者が孤立せず、困難な課題を有する家庭や子どもを早期に発見し、必要な支援につなぐことができるよう相談支援やカウンセリングの充実を図ります。

- 保育所・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター）
 - 保育所、認定こども園において、地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談等を担う人材を養成するため、大阪府社会福祉協議会と連携し、地域に関する必要な知識、技術の修得を目的とした研修を実施
- 私立幼稚園キンダーカウンセラー
 - 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことを目的に、私立幼稚園等に臨床心理士等を配置し、地域の保護者（在園児の保護者以外を含む）を対象にしたカウンセリングの実施、保護者・教員向け講演・研修等の取組に対し助成
- 子ども家庭センターによる相談支援
 - 0歳から18歳までの子どもにかかる相談の受理や児童虐待通告による安全確保を最優先とした対応、また、おおむね25歳までの青少年についての相談や町村における生活保護受給の相談や母子家庭及び寡婦の方からの相談を実施
- こども家庭センターによる相談支援
 - 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応するための相談支援を実施。

③ 家庭訪問、地域における見守り

子育て世帯が孤立しないよう乳児家庭を訪問し、子育て支援情報の提供や助言等により支援します。

- 乳児家庭全戸訪問事業
 - 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行い、支援の必要な子どもや家庭を支援サービスに確実につなげることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐ。
- 養育支援訪問事業
 - 市町村が実施する、若年妊婦等や出産後間もない時期にあって子育てへの不安等を訴える家庭、虐待のおそれやリスクを抱え特に支援を必要とする家庭等へ、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行う
- コミュニティソーシャルワーカーによる支援
 - 市町村における地域福祉のコーディネーターとして、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けたコミュニティソーシャルワーカーの配置を促進
- 居場所等との連携による支援制度の情報発信【追加】
 - 子どもの居場所等と連携により、子育て支援情報や支援制度の情報発信を推進

④ その他

- 家庭的養護の推進
 - 里親の開拓から委託後の支援までを一貫して行う里親支援事業を実施するとともに、養育里親（はぐくみホーム）などの家庭養育を優先した支援の充実を図る。
- 母子生活支援施設事業
 - 母と子どもが自立した生活を送れるよう、子育て支援や生活支援を行う。

視点5 安心して子育てできる環境を整備します

困窮世帯の保護者が、安心して子育てでき、就業できるよう、多様な子育て支援を活用し、安定した生活ができるようにする必要があります。

そのため、多様な保育サービスや住居の確保等の支援を実施し、安心して子育てができる環境を整備します。

<取組例>

① 子どもの預かり、保育体制の充実

困窮世帯の保護者が安心して子育てでき、就業や就業に向けた職業訓練に従事できるよう、子どもの保育の保育体制の充実を図り、子育てする保護者を支援します。

- ・子育て短期支援事業
 - 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施
- ・子ども誰でも通園制度
 - 現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を創設
- ・認定こども園整備事業

② 保育にかかる経済的支援

保育料等の負担軽減を図り、困窮世帯における子育てを支援します。

- ・実費徴収に伴う補足給付を行う事業
 - 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、私学助成の幼稚園に通う保護者の支払う食材料費や日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成
- ・多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減
 - 年収約 360 万円未満相当のひとり親世帯について、第 1 子の保育料 6,000 円（市民税非課税世帯は無償）、第 2 子以降の保育料を無償化

③ 生活・相談支援等

子育て家庭や妊産婦が子育て支援情報等を受け取ることができるよう相談や情報提供を実施し、ひとり親世帯への家事援助等を実施する支援員を派遣する等の事業を実施し、子育て世帯への支援を推進します。また、子育て世帯における安定した生活の確保のため、住宅確保のための支援を実施します。

- ・利用者支援事業
 - 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施

- ・ひとり親家庭等日常生活支援事業
 - ひとり親家庭等が修学や疾病などにより、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣
- ・府営住宅の「新婚・子育て世帯向け募集」「親子近居向け募集」「福祉世帯向け募集」の実施
 - 大阪府営住宅総合募集において、該当世帯が入居しやすいよう、申込資格の条件にあてはまる世帯のみが応募できる優先枠を確保

視点6 健康づくりを支援します

体の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる重要な時期であるにもかかわらず、困窮世帯の子どもは、食事を満足に取れていないなどの指摘がされています。

そのため、家庭訪問等により、生活習慣の定着や食生活の見直し等について指導、相談対応することで生活の改善に取り組むとともに、子どもたちが、健康に過ごし、成長していくため、健康づくりを支援します。

<取組例>

① 食育・食環境の整備

子どもたちの生活習慣の見直しや食生活の改善のために、様々な場所での食育の推進に取り組みます。

- ・乳幼児健診時の栄養指導
- ・保育所・認定こども園における食育の取組促進

② 妊娠からの子育て期の健康づくり支援

子どもたちの健康で健やかな成長を育むため、保護者の妊娠・出産期からの相談支援の充実や保険師の資質向上のための研修の実施により、子どもたちの健康づくりを支援します。

- ・子育て世代包括支援センターの設置促進
 - 妊娠期から子育て期を通じて切れ目のない支援体制を整備するため、全市町村で設置されるよう取組む
- ・母子保健事業
 - 市町村において母子保健法に基づく、健康教育・健康診査・保健指導・医療給付等を実施。府において市町村事業の実績集約、大阪府母子保健運営協議会で状況報告及び評価、市町村保健師の知識習得のための研修会等を開催

視点7 オール大阪での取組み

子どもの貧困対策を進めるにあたっては、「子どもの貧困を放置することは、子どもたちの将来に重大な影響を与えるだけでなく、社会的損失を招く」という基本認識のもと、行政のみならず、社会

全体で課題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

大阪府では、大阪で生まれ育つ子どもたちが、将来の夢や目標を持ってチャレンジできるよう、企業等の協力のもと様々な体験の機会を提供するなど、公民が連携した取組を進めていきます。

<取組例>

① 市町村と連携した取組

子どもの貧困は地域によって状況が異なり、地域の実情に応じた取組を実施する必要があるため、市町村と連携し、実情に応じた子どもの貧困対策の推進を図ります。

- 大阪府子どもの貧困緊急対策事業費補助金
 - 市町村における地域の実情に応じた課題のある子どもや保護者を必要な支援につなぐ取組を支援
- 新子育て支援交付金
 - 優先配分枠に居場所づくり事業（子ども食堂など居場所の整備を行う取組）や学習支援事業を位置づけるなど、市町村における取組を支援

② 民間企業や府民等と連携した取組

子どもの貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識の下、行政だけでなく民間企業や民間団体等と連携・協働し、子どもの貧困に対する理解を促進し、ともに支援に取り組んでいきます。

- 子ども輝く未来基金【拡充】
 - 子どもの貧困対策に社会全体で取り組んでいくため、府民や企業等からの寄附の受け皿として設置。基金を活用し、子どもへの教育や体験活動を支援
- 経済界との連携
 - 経済界との意見交換会等を通じた連携により「子どもの貧困対策」に対する課題の認識を共有
- 公民連携による食材や物品等の有効活用に向けた連携体制の推進
 - 関係機関との連携により、民間企業から提供を受けた食材や物品について、子ども食堂等へ提供する等の取組を推進